

大分市街路樹景觀整備計画



大分市街路樹景観整備計画

目次

I. 基本的事項

1. 目的と背景
 - (1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (2) 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (3) 上位計画及び関連計画の整理・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 街路樹の機能と効果
 - (1) 街路樹の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (2) 街路樹の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

II. 現況と課題

1. 街路樹の現況と課題
 - (1) 街路樹の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - (2) 街路樹の管理に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2. 街路樹の樹種の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

III. 街路樹景観整備の基本方針

1. 基本方針
 - (1) 基本テーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - (2) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2. 整備方針
 - (1) 路線タイプの分類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - ①本計画における基本的な断面の考え方・・・・・・・・・・・・17
 - ②路線タイプの仕分けフロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - (2) 路線タイプ毎の整備方針
 - ①自然樹形路線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
 - ②人工樹形路線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - ③その他検討路線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
 - (3) 道路交通安全確保のための配慮・・・・・・・・・・・・・・・・25
3. 街路樹整備重点道路の指定について
 - (1) 通知制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - (2) 通知制度の対象となる路線の指定・・・・・・・・・・・・・・・・28

I. 基本的事項

I. 基本的事項

1. 目的と背景

(1) 目的

街路樹は本来、適正に管理されることで健全に生育し、樹木が持つ環境保全、景観向上、交通安全、防災などの多様な緑化機能が最大限に発揮され、都市空間に憩いと安らぎをもたらします。

本計画は、街路樹が本来の機能を発揮し、市民に親しまれる良好な街並みを形成し、道路利用者の安全で円滑な通行を確保しつつ、季節感の演出や美しい街並み景観の形成を図ることを目的として、将来にわたって効果的な街路樹管理を行っていくための計画とします。

(2) 背景

本市では、2010（平成 22）年に街路樹のきれいなまちづくりを推進するため、国・県・事業者等とともに協議会を設立し、緑の保全や都市景観、そしてまちづくりの観点からも街路樹の果たす役割は非常に重要と考える立場から、切り込みすぎている樹形の回復や、街路樹の植えられていない道路への計画的な植樹により、街路樹を「きれいに」「整備」することを目的として「大分市街路樹景観整備計画」が策定されました。

しかし、本市の街路樹は、植栽から長い年月が経過したことで、大径木化した街路樹の増加や老木化、腐朽の進行による倒木、根上がりなどの課題が見られるようになってきています。

また、社会情勢に目を向けてみると、少子高齢化の進行により、増加する高齢者ドライバーや子育て世代への配慮などの重要性も増しており、道路標識等の視認性の向上や、車いすやベビーカーで通行しやすい歩道環境の整備などがより求められてきています。

さらに、近年では地球温暖化等自然環境の変化により気象災害が激しさを増しており、街路樹の倒木や枝折れ等による被害が全国的にも散見されることから、今後より一層の適切な維持管理が必要となってきています。

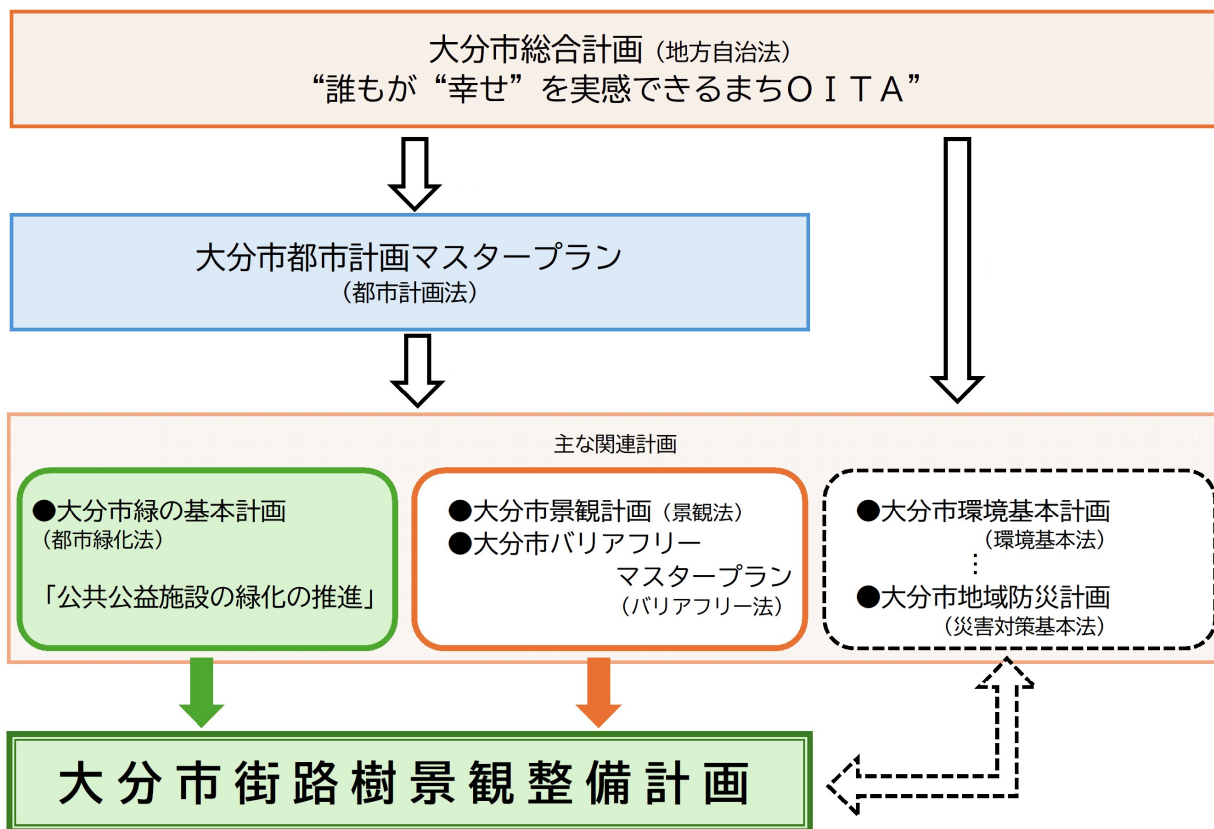
2015（平成 27）年 3 月、国土交通省では「道路緑化技術基準（国土交通省都市局長・道路局長通達）」を大幅に改正し、「道路交通の安全の確保」により重点を置いた樹木等の配置への配慮などが基準に盛り込まれました。

「ストック形成（量の確保）」という道路緑化から、「道路空間や地域の価値向上」に資する道路緑化へと、植栽の配置、管理の適正化を通じて「街路樹に求められる様々な機能を総合的に発揮させること」が、これからの街路樹の整備や維持管理における重点項目になったと言えます。

今回の大分市街路樹景観整備計画の改訂にあたっては、街に「緑の潤い」と「安全・安心」を確保し、市民に「心の安らぎ」を与える街路樹景観の保全と創出に向けた取組を充実していくものとしします。

(3) 上位計画及び関連計画の整理

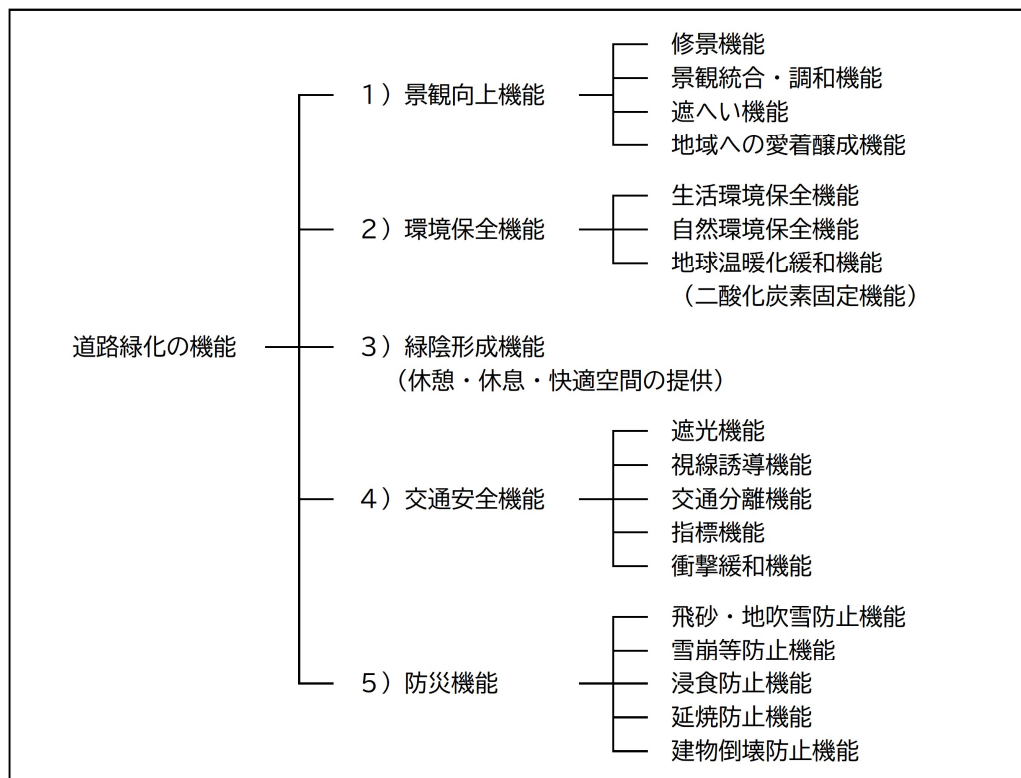
本計画は、「大分市総合計画」における「誰もが“幸せ”を実感できるまちOITA」の実現に向け、「大分市都市計画マスタープラン」や「大分市景観計画」などとの整合を図りながら、「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」において提唱されている「公共公益施設の緑化の推進」の具現化策を示すものです。



2. 街路樹の機能と効果

(1) 街路樹の機能

街路樹は、以下に示すように多くの機能を有しており、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路交通の確保をする上で必要不可欠な施設となっています。



◆道路緑化の機能（出典：道路緑化技術基準・同解説（2016/3））

1) 景観向上機能

道路緑化に特有の機能であり、①修景、②景観統合・調和、③遮へい、④地域への愛着醸成に分類される諸機能が複合的に作用することにより、道路や沿道を含めた地域全体における良好な景観の向上を図るものです。



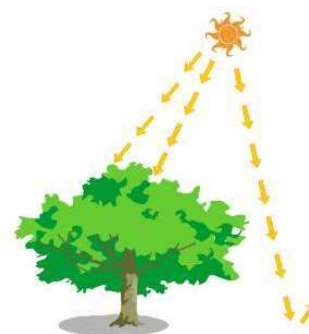
2) 環境保全機能

保全環境として、①沿道住民が生活の場となる生活環境、②道路周辺の野生動植物の生息及び生育空間となる自然環境、③地球温暖化やヒートアイランド対策が必要となる地球環境に分類され、各環境に求められる保全に寄与するものです。



3) 緑陰形成機能

樹木の樹冠が上空を覆う、いわゆるキャノピー（天蓋）効果によって緑陰を形成し、寒暖や乾湿等の変化を緩和し、道路利用者に通行時の他にも休息や休憩等の快適な空間を提供するものです。



4) 交通安全機能

道路施設としては最も直接的な機能であり、①遮光、②視線誘導、③交通分離、④指標、⑤衝撃緩和に分類される諸機能により、安全で円滑な道路交通の確保に寄与するものです。



5) 防災機能

異常気象時等において、①道路周辺からの飛砂や吹雪等による交通障害を防ぐとともに、②道路が風雨等に浸食されることを防止する機能があります。また、地震等の災害発生時に、直接的ではないが③火災延焼や④建物倒壊を防止する効果もあります。



(2) 街路樹の効果

街路樹があることにより、私たちは精神的な安らぎや潤いを享受しています。また、街並みに品格や風格を持たせ、人々が都市活動や生活をする上において街路樹には様々な効果があります。

1) 通行快適性の増進、視線誘導

整然とそろった街路樹は、安心して快適な通行を支援します。また、道路のカーブや交差点などで運転者の視線を誘導する効果があり、運転者が道路の形状や方向を把握しやすくなることによって、より安全で円滑な運転に貢献します。

2) 街の風致および美観との調和

街路樹は、道路や建物、商業看板や各種標識などの人工的な施設を、視覚的に和らげ、季節によって花や葉の色が変わり、道路の景観を美しく彩ります。

3) 都市のヒートアイランドの緩和

都心部の気温が郊外よりも極端に高くなるヒートアイランド現象は、地面が舗装され、雨水が地下に浸透しにくくなり、土中の水分の蒸発散が減少したことや、舗装や建物が日射による熱を吸収し、蓄えられた熱が放出され外気が暖められることが原因と言われています。街路樹の整備によって、元の緑被された状態に近づけることは、ヒートアイランドの緩和に繋がります。

4) 木陰による緑陰、寒暑の調節

街路樹が成長し枝葉を広げることで、夏季の日中に樹木の枝葉が直射日光を遮ることにより、路面温度の上昇や照り返しを防ぐ効果や葉の蒸散活動による気化熱の収奪効果により、周辺の気温の上昇を抑えます。

また、冬季の夜間には、放射冷却現象による気温低下の緩和や、降霜を防ぐ効果もあります。

5) 都市における自然生態系の保全、活性化

街路樹が創り出す環境は、私たち人間だけでなく鳥や虫といった身近な生き物にとっても快適性を有します。樹木の周囲は、これらの生き物にとってのねぐらであり、えさ場でもあります。その樹木が連続する並木道は、鳥や虫たちの移動空間になります。

6) 大気浄化

一般的に植物が大気中のCO₂（二酸化炭素）やNO₂（二酸化窒素）、ばいじんや粉じん等を吸収・吸着し、大気を浄化することはよく知られています。列状に密植された街路樹は、道路空間の汚染された大気が直接居住空間等へ流れることを防ぎ、上空に拡散希釈させる効果があります。

7) 騒音緩和および火災・災害抑制

騒音に対しては、街路樹が障壁となり騒音の低減が期待できます。また、火災や災害時においては、延焼を抑制し火炎を遮断して温度を低下させ、道路による避難を確保することができます。街路樹は地震による家屋倒壊の影響を最小化し、住民の避難路だけでなく、災害時において緊急車両が通行する道路の交通機能を保全する効果が得られます。

II. 現況と課題

II. 現況と課題

1. 街路樹の現況と課題

(1) 街路樹の現況

大分市の街路樹は、主に国・県が管理する主要幹線道路や、県・市が管理する幹線道路を主体に整備がなされています。

その他にも、団地開発による生活道路の整備や区画整理事業等に伴う基盤整備により数多くの街路樹が整備されています。

しかし、管理上の課題も多く、電線や地下埋設物などにより樹木の育成にきわめて多くの制約を受けることや、街路樹の維持管理費の増大、さらには街路樹による落葉や害虫被害などにより隣接する地域住民の理解が得られないために強剪定を強いられるなど、様々な状況のもとで管理されています。

(2) 街路樹の管理に関する課題

市内各地の都市計画道路の街路樹を対象とした現況把握と併せて、市民から寄せられる要望に基づき街路樹の管理に関わる課題を類型化しました。

街路樹に関わる諸課題について、維持管理および景観的な要因により、次の6つの課題に分類して示します。

◆ 街路樹の管理に係る課題総括表

項目	内容
課題①	樹形の損なわれた街路樹
	1) 本来の樹形を損なう強剪定
	2) 架空線（電線等）との競合
課題②	3) 生育不良による枝枯れ、枯損木の発生
	根上がりや幹の肥大化した街路樹
課題③	1) 根上がりによる舗装や縁石の損傷
	街路樹の役割と必要性の認識の低さ
課題④	1) 必要な場所への街路樹の植栽
	街路樹の生理的特性を踏まえた維持管理
	1) 花木の剪定管理時期の適正化
課題⑤	2) 剪定の適正化
	景観を損ねるおそれのある街路樹の存在
	1) 地域の景観を遮へいしている街路樹
課題⑥	2) 切株・不要な支柱の放置
	危険度の高い街路樹の存在
	1) 日常点検の確立

課題①：樹形の損なわれた街路樹

樹形の損なわれた街路樹は、沿道の景観を損なう大きな要因となっています。樹形が損なわれる要因は、概ね次の2つに大別され、課題の内容・状況により3つに細別することができます。

要因1：剪定の仕方によるもの

- 1) 本来の樹形を損なう強剪定
- 2) 架空線（電線等）との競合

要因2：生育環境が悪いもの

- 3) 生育不良による枝枯れ、枯損木の発生

【要因1：剪定の仕方によるもの】

1) 本来の樹形を損なう強剪定

樹木本来の樹形を考慮せずに強剪定された街路樹は、落葉や日陰、野生鳥獣等に関わる要望対応によって発生するケースが多く見られます。

このように応急的に処理された街路樹の剪定は、将来の樹形を考慮していないケースが多く、美しい樹形が形成できていない要因となっています。



2) 架空線（電線等）との競合

道路占用物や道路附属物においては、その種類によって街路樹よりも優先する施設と街路樹の支障が無いように設置されなければならない施設があります。電気や通信施設は本来であれば後者に当たる民間施設です。しかし、架空線（電線等）は公共インフラの一部として整備されており、現状では架空線の支障となる枝が除去され、樹形が崩壊している場合が多く見受けられます。



【要因2：生育環境が悪いもの】

3) 生育不良による枝枯れ、枯損木の発生

樹形が損なわれた街路樹には、剪定による人為的な要因以外に、生育不良による枝枯れや枯損木の発生があります。これらは植栽地の土壤環境や気象環境（強風等）が樹木にとって適切でないことにより発生します。

道路空間は乾燥しやすいことに加えて、整備時に転圧や地盤改良を行うことで、土壌が固結していることや、場所によっては地下水位が高く水浸しになってしまうため、根系が十分に発達できていないことに起因します。



課題②：根上がりや幹の肥大化した街路樹

大木になる街路樹は、沿道の狭い植樹帯の土壌環境が悪いことや無剪定で管理することにより、根上がりや幹の肥大化の障害を起こすことがあります。

根上がりは、歩道下の土質が悪い場合や土壌が固い場合、根が路盤の下へ伸長したまま太くなることで、舗装を持ち上げてしまうことによって発生します。

一方、幹の肥大化は、植栽後、年月が経過し、肥大化した幹が植樹帯の縁石を外側に押出すことにより発生し、車両通行に支障が出る可能性があります。



課題③：街路樹の役割と必要性の認識不足

市街地や歩行者の多い道路の街路樹は、夏の緑陰提供やヒートアイランドの緩和、美しい都市景観の形成などに、大きな役割を果たしています。

歩道幅員が広くて歩行者の利用が多く、街の顔となるような沿道では、特にその役割や機能が重要です。しかし、歩道幅員が広いにも関わらず植栽が無かったり、電線の地中化施設の影響や街路樹の枯損木の撤去によって街路樹が無いままとなっていたりする場所もあります。

課題④：街路樹の生理的特性を踏まえた維持管理

現在の街路樹の維持管理業務は、単年度（1年間）契約が通常であり、作業項目が画一的であるため、毎年度同じ作業の繰り返しになりがちです。

このような現状に対して、今後の見直しが必要な課題を以下に整理します。

1) 花木の剪定管理時期の適正化

高木や低木を問わず、花の鑑賞を目的として植栽された花木類について、花付きが悪く、美しく咲き揃わないことが指摘できます。これは、花木ごとの適期に剪定が行われなかったことに起因します。

2) 剪定の適正化

剪定が必要な樹木と、剪定が不必要な樹木を区別する必要があります。

これは街路樹の中に植え替え等により、既存樹木より樹高の低い幼木が混在している場合などに見られます。樹高の低い幼木は、本来大きく育てるための管理が必要ですが、画一的に剪定される状況も見受けられます。

また、街路樹の生育に支障となる要素がほとんど存在しない場所であるにも関わらず、適正な剪定が行われていない場所も見られます。

課題⑤：景観を損ねる恐れのある街路樹の存在

地域景観（その地域独特の景色：山・川・海・湖・城跡等）が良好な場所を通過する道路では、なるべく視界を開けて山並みやスカイライン、水平線等を視界に取り込めるような沿道の景観づくりが重要となります。

また、その他に、沿道内の景観を損なう要素としては、倒伏や腐朽菌の被害により伐採された切株や枯損木、街路樹の植栽時に設置された支柱がそのまま残っている例が見受けられます。

1) 地域の景観を遮へいしている街路樹

海や山などの雄大な自然景勝地を背景とする道路の街路樹は、植栽間隔を一律にすると、山並みや水平線などが隠れ、樹木が成長し、下枝が高くなるまでの期間において景観を遮へいする要因となります。

2) 切株・不要な支柱の放置

大径木の場合、切株の掘取範囲が広く、道路構造物や民地への影響が大きくなるため、植樹帯の中の切株が放置されている状況が見受けられます。切株は時間の経過により腐朽が進み、見た目が悪くなるだけでなく、腐朽菌やシロアリ等の温床となり、周辺に被害が広がる可能性があります。

一方で、植栽時に設置した支柱が撤去されずに、そのまま放置されている状況も見受けられます。



課題⑥：危険度の高い街路樹の存在

近年、台風等による強風で街路樹が倒伏し、道路利用者や周囲の建築物等に被害を与える事故や被災が増加しています。

大分市においても、今後の街路樹の成長により大木となる街路樹が増加することが予想されます。さらに、老朽木なども増加し、強風時に倒伏する危険度が高まると考えられます。街路樹を安全で健全なものとし、良好な道路環境を保全し続けていくためには、随時、樹木の健康状態を把握して、それに対応した適切な維持管理を行うことが必要であり、日常的な点検が重要となります。

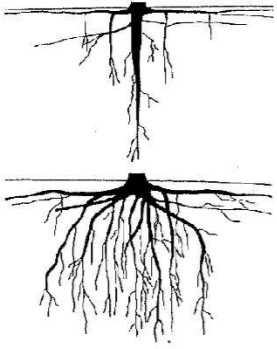











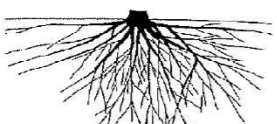











2. 街路樹の樹種の適正化

樹種の選定にあたっては、植栽目的に沿って行われることはもちろんですが、道路幅員構成や沿道土地利用など、様々な条件に適合する必要があります。

樹木の性質として、美しさに加えて、大気汚染・剪定等に対する強健さだけでなく、病虫害や維持管理コストの低減等、管理のしやすさにも配慮すると共に、樹種によって根系（根の形）が異なるため、樹木選定においては植栽空間（必要幅員）の確認が必要となります。

以下の表は、大分市内で植えられている代表的な街路樹を根系および形態により分類したものです。老木化・大木化した街路樹の樹種変更や、新たに街路樹を植栽するに当たって樹種を選定する上での参考樹種として提示します。

◆ 街路樹選定における参考樹種

根系	形態	針葉樹		常緑樹		落葉樹		
		クロマツ	マテバシイ			イチョウ	ユリノキ	クヌギ
垂下根型 (深根型)								
								
斜出根型 (中間型)								
								
水平根型 (浅根型)								
								

Ⅲ. 街路樹景観整備の基本方針

Ⅲ. 街路樹景観整備の基本方針

1. 基本方針

(1) 基本テーマ

緑の保全や都市景観、そしてまちづくりの上からも街路樹の果たす役割は非常に重要です。切り込みすぎている樹形の回復をはかり、街路樹の植えられていない道路に計画的に植樹するなど、街路樹のきれいなまちづくりを進めます。

基本テーマ：街路樹のきれいなまちづくり

- ◎ 街路樹の樹形の回復
- ◎ 街路樹の計画的な植樹



(2) 基本方針

① 街のシンボルとなる並木景観の創出・保全

景観上重要な道路においては、街のシンボルとなる並木景観の創出・保全を図ります。

また、都市拠点や地域拠点を結ぶ都市内連携軸においては、眺望景観やシークエンス景観を意識し、移動ルート上からの見え方や連続性に配慮した景観形成に努めます。

② 環境保全のための道路の緑化

街路樹は、道路施設の中で唯一植物として、地球温暖化を招く原因の一つである二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の抑制や都市部におけるヒートアイランド現象による気温の上昇に対しても有効な手段となっています。

環境保全のための措置として、大分市緑の基本計画における緑化重点地区の道路の緑化に取り組みます。

③ 樹木に守られた安心・安全の道づくり

街路樹は、視線誘導、交通分離、交通事故等の衝撃緩和など様々な安全機能を持っています。

沿道の状況や交通量、道路規格などの道路特性を勘案しつつ、安心・安全な道づくりを進めます。

④ 地域や道路の特性を踏まえた街路樹の整備

本市の道路は、市街地から郊外の自然が豊富な地域まで広域にまたがり整備されていますが、整備年度や沿道土地利用により道路幅員や横断構成が異なります。また、歩行者が多い路線において、街路樹が歩道空間を圧迫している状況等も見受けられます。

街路樹の整備にあたっては、地域や道路の特性を踏まえたものとし、通行機能が損なわれないように配慮します。

⑤ 美しい道路形成のための街路樹の維持管理

街路樹が植栽される道路空間は、街路樹の管理状態によって道路空間の雰囲気は大きく異なります。

「街路樹のきれいなまちづくり」を進めるため、街路樹の適切な剪定や、倒伏等に繋がるおそれがある街路樹の植替えなど、適正な維持管理を行っていきます。

2. 整備指針

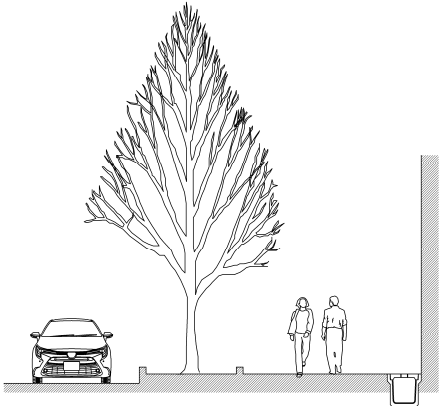

(1) 路線タイプの分類について

街路樹は、様々な道路機能と相まって、決められた空間の中で大きな制約を受けるため、樹形を適切にコントロールすることが求められます。

その一方で、緑量を確保することを含め、きれいな街路樹を実現することを考慮すると、剪定の仕上がりに景観が左右されることとなります。

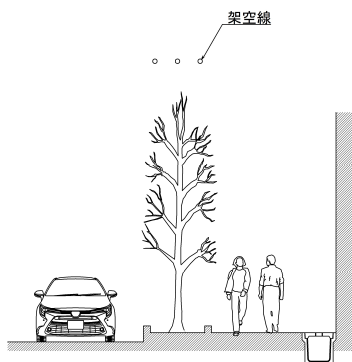
このことから、街路樹の景観整備にあたっては、道路空間を勘案しつつ、まちづくりの方針や緑化の方針に基づいた、きれいな樹形を維持していくため、路線タイプを以下のように整理します。

◆ 本計画で想定する街路樹の路線タイプ

自然樹形路線	
樹種固有の樹形を最大限に尊重しつつ、良好な生育と美しい樹姿の維持に不要となる枝葉を剪定した街路樹で統一する路線	
 <p>自然樹形イメージ図</p>	 <p>カツラ</p>

人工樹形路線

生育空間の制約上から自然樹形とすることが困難な場合に、自然樹形を縮小するように剪定した街路樹で統一する路線



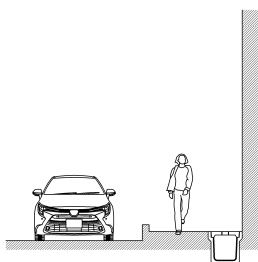
人工樹形イメージ図



クロガネモチ

その他検討路線

現状において道路や歩道が狭く、街路樹のための植樹空間を確保することが困難な路線



その他検討路線イメージ図



①本計画における基本的な断面の考え方

本計画における基本的な断面の考え方を以下に示します。

この考え方は、本計画で対象とする道路の断面構成について検討する上で、全ての道路に共通する基本的ルールとして定めたものです。

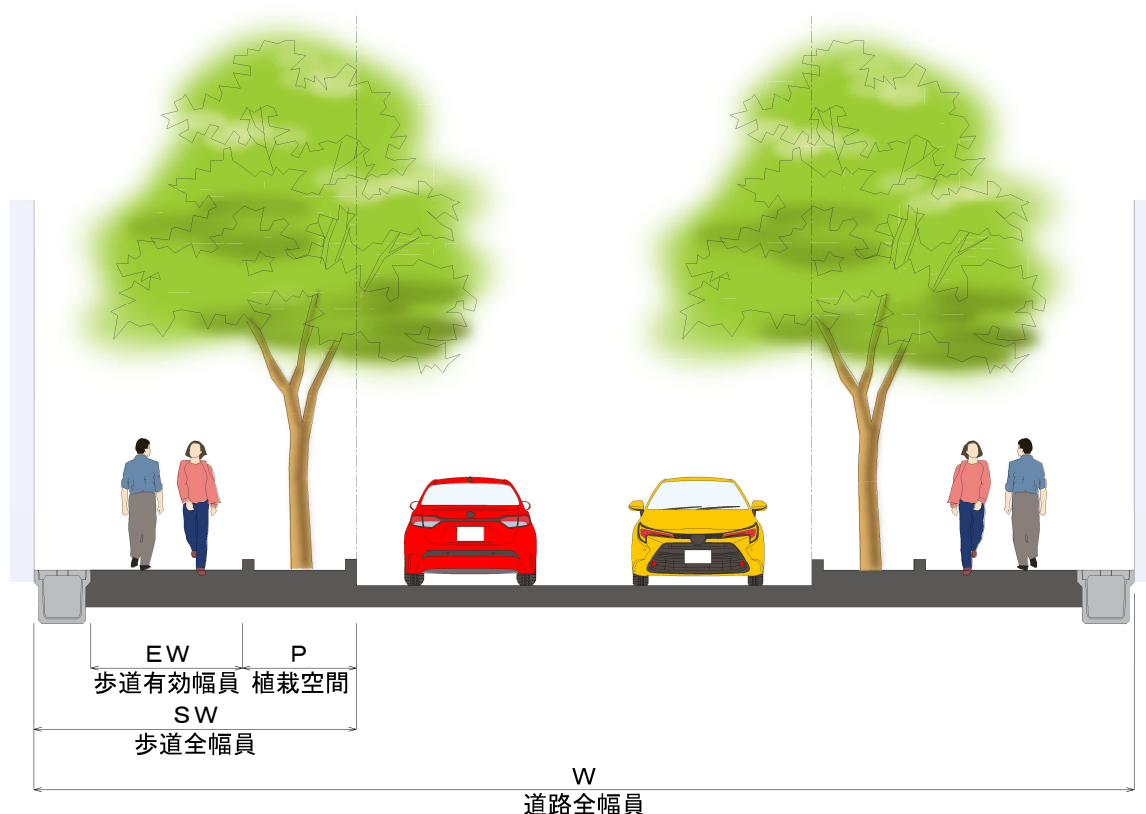
なお、本計画で示す**歩道有効幅員 (EW)** は、バリアフリー法に基づく“道路移動等円滑化基準第4条1項”より **2.0m以上**ととしています。

植栽空間 (P) は、“道路構造令第11条の4第2項”に「植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする」とあるため **1.5m**ととしています。

歩道全幅員 (SW) は、安全・安心な歩行空間である「歩道有効幅員 (EW) 2.0m」に「植栽空間 (P) 1.5m」を足したものとして **3.5m**ととしています。

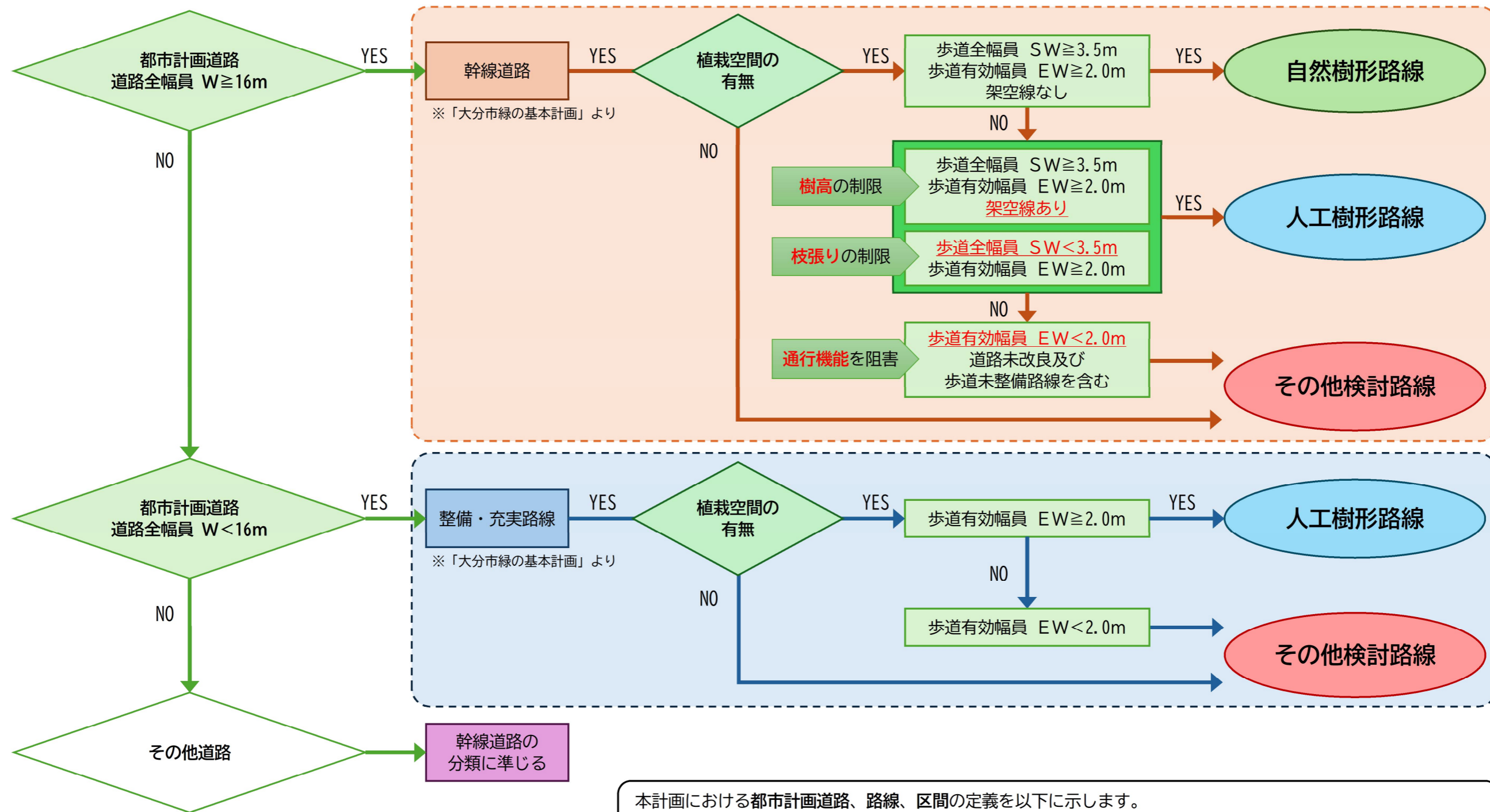
◆ 本計画における基本的な断面の考え方

項目	内容
道路全幅員 (W)	車道や歩道、側溝などの付属物も含めた道路の端から端までの全体の幅員
歩道全幅員 (SW)	道路側溝や電柱、街路灯や植栽空間も含めた歩道全体の幅員
歩道有効幅員 (EW)	歩道全幅員に対して、道路側溝や電柱、街路灯や植栽空間を除いた歩道の幅員
植栽空間 (P)	街路樹を植栽する植樹帯 (柵) の幅員



②路線タイプの仕分けフロー図

本計画では市内の「都市計画道路」を対象とし、各路線を樹形タイプごとに分類を行いました。分類における仕分けフローを以下に示します。



本計画における都市計画道路、路線、区間の定義を以下に示します。

- 都市計画道路：都市計画法により都市施設に決定された道路。
大分市の都市計画現況の「6. 道路 区分三 幹線街路」を示す。
- 路線：「都市計画道路」を「国道」「県道」「市道」ごとに分類したもの。
- 区間：「路線」をさらに、道路空間や植栽空間の状況ごとに細分化したもの。

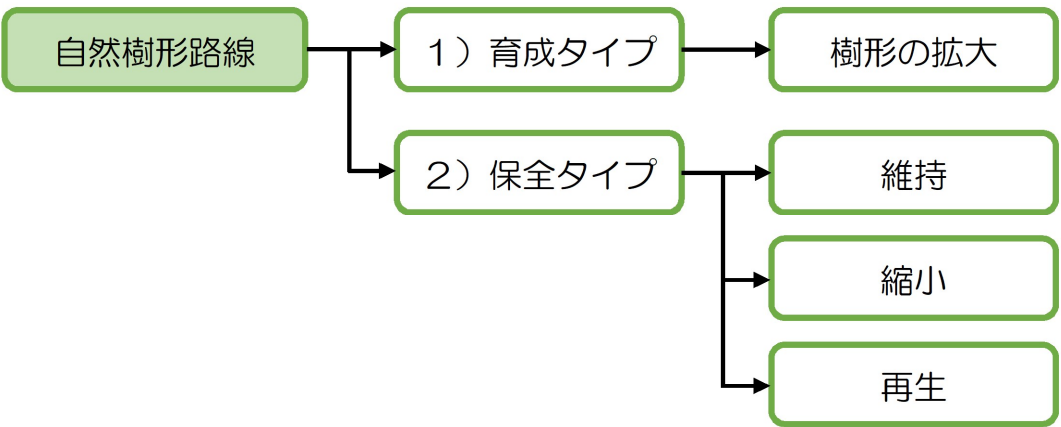
都市計画道路 → 「国県市道」に分類 → 路線 → 細分化 → 区間

(2) 路線タイプ毎の整備方針

①自然樹形路線

自然樹形路線は、街路樹の健全な育成環境が備わっており、自然樹形を育成・保全していく路線で、以下のとおり分類を行い整備方針を示します。

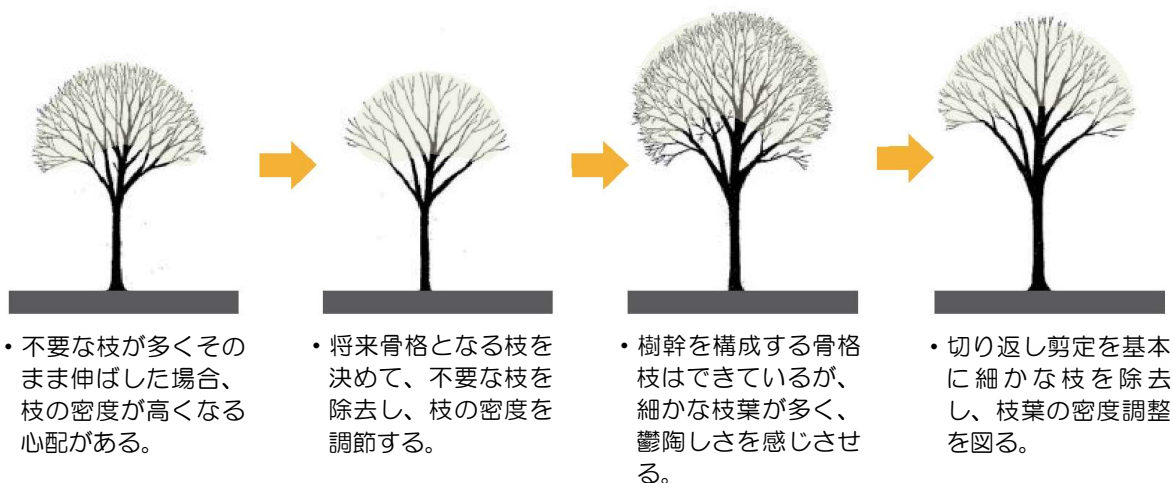
・植栽空間があり、歩道全幅員 3.5m以上、かつ、歩道有効幅員 2.0m以上、架空線がない、4 つの全ての条件を満たす路線。



1) 育成タイプ

広い道路空間に適用するもので、剪定は過密枝の枝抜き程度にとどめ、切り詰めなどによる樹冠の縮小をしない街路樹とします。

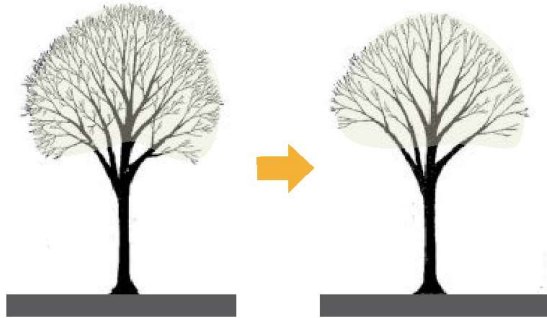
整備方針：樹形の拡大 …良好な自然樹形を維持しながら、現在の樹形を拡大し、緑量のボリュームアップを図ります。



2) 保全タイプ

道路空間に対して影響がある場合や、樹形の乱れが生じている場合などに適用するもので、剪定等により自然樹形に相似した樹形を維持、縮小あるいは再生する街路樹とします。

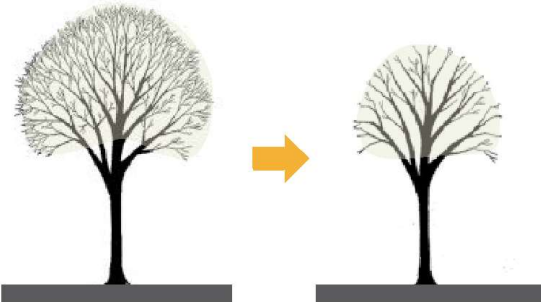
整備方針：維持 …剪定等により密度調整を図り、良好な自然樹形を維持します。



・枝葉の密度が高く、鬱陶しさを感じさせる。また、落葉落枝による問題も発生する。

・切り返し剪定を基本に、細かな枝を除去し、枝葉の密度調整を図る。

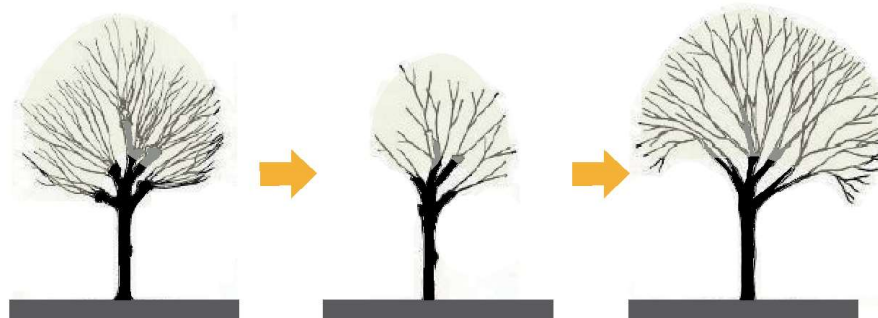
整備方針：縮小 …自然樹形を維持しながら、コンパクトに縮小します。



・空間に対して樹形が大きくなりすぎているため、沿道建築物等と競合する。

・伸びすぎた枝を短い枝に切り替える。また、枝下ろしと枝抜き剪定で長い枝を除去する。

整備方針：再生 …乱れた樹形を剪定によって主枝を作り直して、自然樹形を再生します。

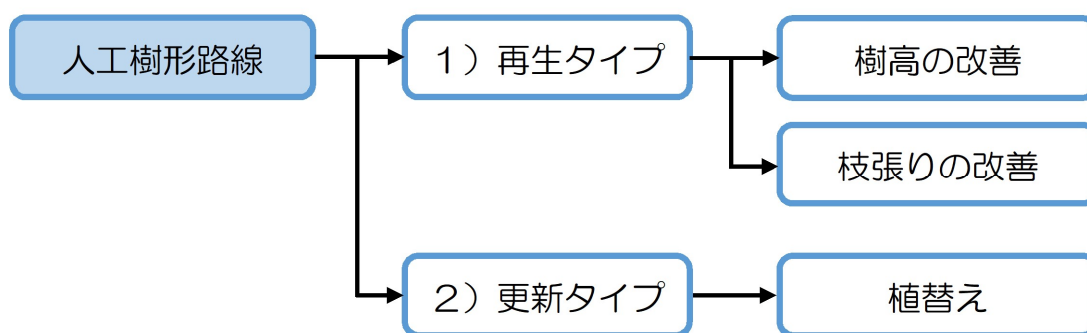


※再生が困難と判断した場合は植替えを行う

②人工樹形路線

人工樹形路線は、電線や通信線などの既存架空線があり樹高に制限を受ける、あるいは植樹空間が狭く、枝張りに制限を受けるため、意図的な剪定により幹や枝のバランスや形態を変えて人工的に仕立てた路線で、以下の通り分類し整備方針を示します。

- 植栽空間がある路線で、歩道全幅員は 3.5m 以上、かつ、歩道有効幅員も 2.0m 以上の条件は満たしているものの、電線や通信線などの架空線があり、樹高に制限がある路線。
- 歩道有効幅員が 2.0m 以上確保できているが、歩道全幅員が 3.5m に満たないもので、街路樹の枝張りに制限がある路線。



1) 再生タイプ

制約条件のある街路樹に適用するもので、剪定等により樹形を整え直す街路樹とします。

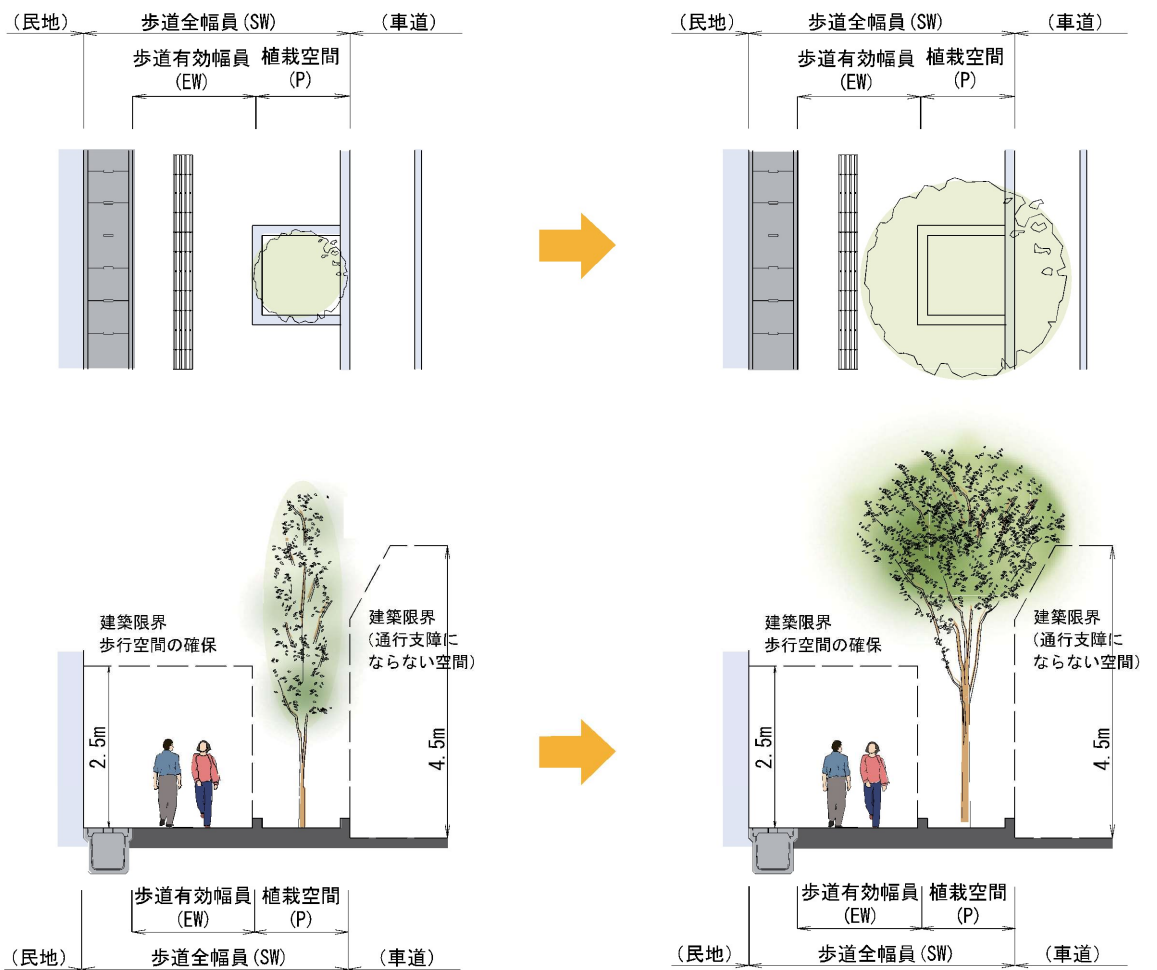
改善方針：樹高の改善 …架空線に配慮した剪定により、乱れた樹形の整え直しを検討し、緑量の確保に努めます。

※共同溝を計画する場合

工事に伴い街路樹を撤去することが想定されることから、計画時から街路樹の復旧を検討します。

もしくは、可能な限り既存の街路樹を残す形での整備に努めます。

改善方針：枝張りの改善 …建築限界を遵守した剪定により、乱れた樹形の
整え直しを検討し、緑量の確保に努めます。



2) 更新タイプ

街路樹が空洞化している場合や植栽空間に対して巨木化している場合に適用するもので、植替えを行う街路樹とします。

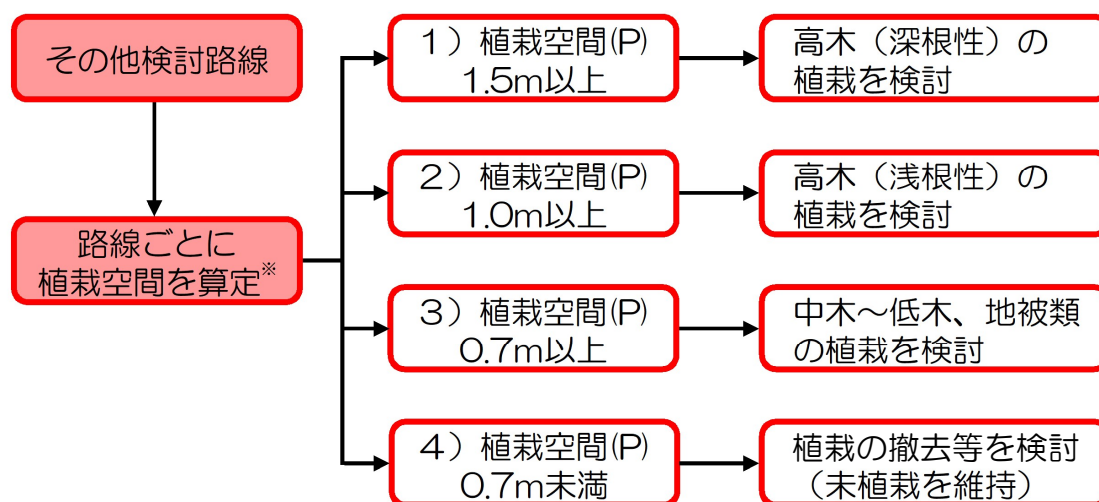
改善方針：植替え …路線毎に必要とする歩道有効幅員を確保したうえで、
植栽空間に応じた樹木への植替えを行います。

※植栽の選定については、その他検討路線を参考とします。

③その他検討路線

その他検討路線は、現状において道路や歩道が狭く、街路樹（高木）のための植樹空間を確保することが困難な路線で、以下の通り分類を行い整備方針を示します。

- ・現状において植栽空間がない路線（撤去された路線も含む）
- ・既に植栽空間が整備されていても、歩道有効幅員が2.0m未満で、歩道として安全な交通機能を阻害している路線



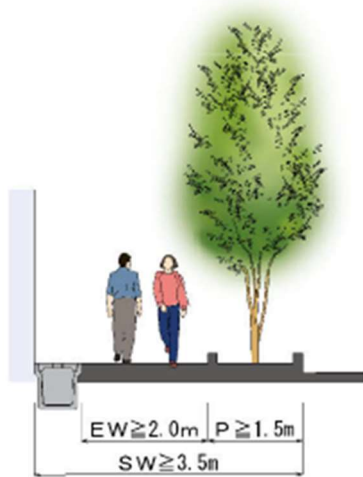
その他検討路線については、歩道有効幅員2.0m以上を確保することを優先したうえで、植樹空間に応じて生育可能な植栽を検討します。

※植栽空間（P）は以下の式で算定するものとし、歩道有効幅員2.0m以上（自転車歩行者道の場合は3.0m以上）を確保する。

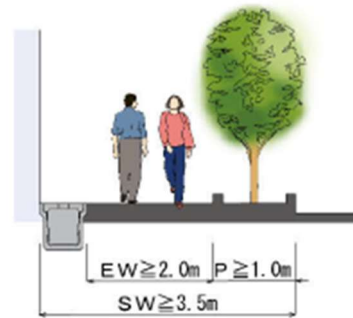
$$\text{植栽空間 (P)} = \text{歩道全幅員 (SW)} - (\text{歩道有効幅員 (EW)} + \text{道路側溝等})$$

その他検討路線の改善方針 …その他検討路線については、地域特性や今後の道路整備の予定に応じて各道路管理者が個別に整備方針を検討するものとします。

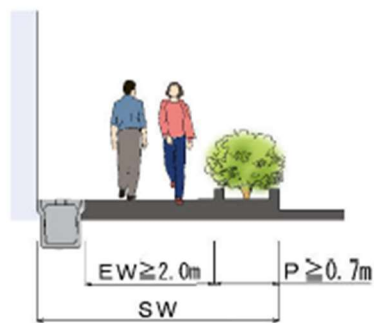
- 1) 横断方向 植栽空間 1.5m以上
⇒高木（深根性）の植栽を検討
(※植栽後、自然樹形路線に分類できる路線)



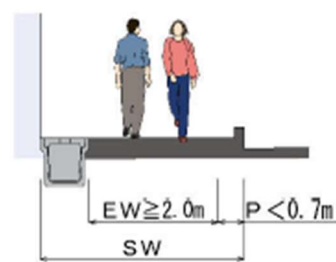
- 2) 横断方向 植栽空間 1.0m以上
⇒高木（浅根性）の植栽を検討
(※植栽後、自然樹形路線に分類できる路線)



- 3) 横断方向 植栽空間 0.7m以上
⇒中木～低木、地被類の植栽を検討



- 4) 横断方向 植栽空間 0.7m未満
⇒植栽を撤去（未植栽を維持）



(3) 道路交通安全確保のための配慮

道路構造令により街路樹（植樹帯）は、道路横断面の構成要素です。しかしながら、道路には道路標識、交通信号機などの交通管理施設や防護柵、照明施設などの交通安全施設、占用物件として電柱、電線、バス停など、様々なものが道路上や道路の地下に存在しています。

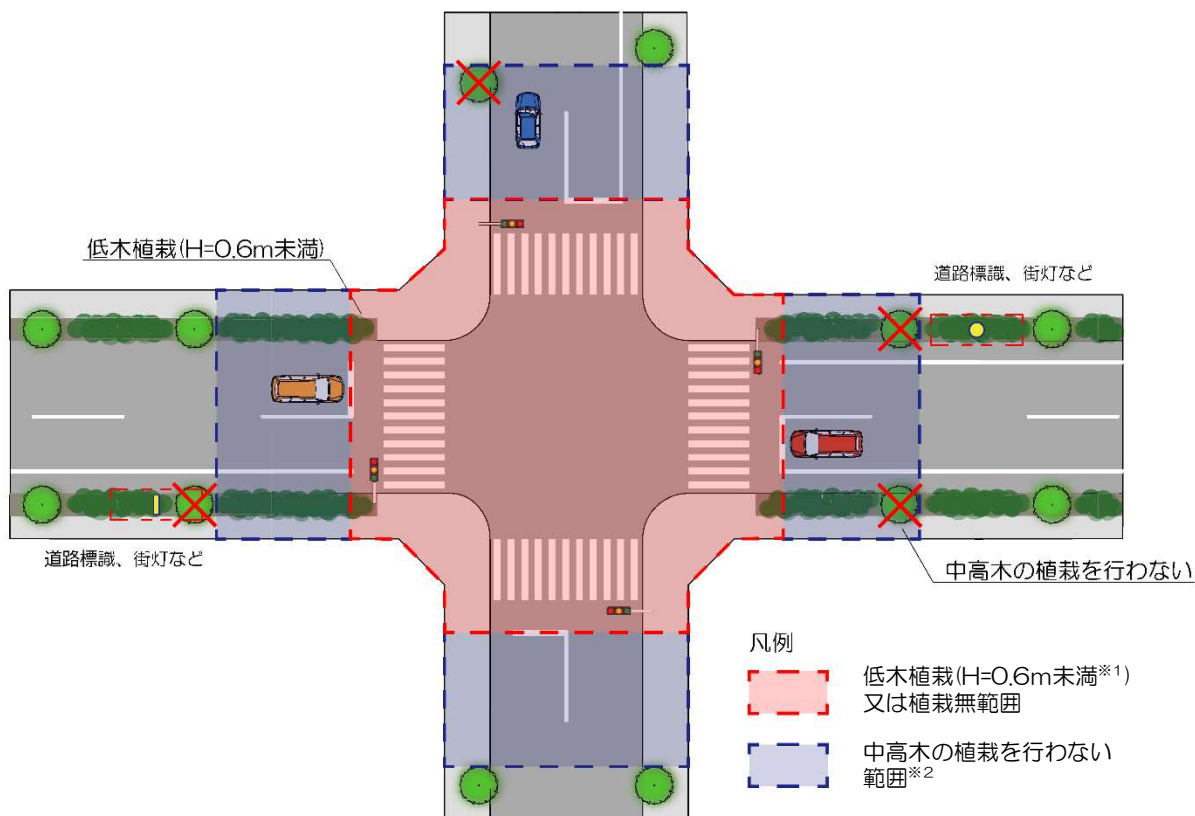
そのため、街路樹が本来の道路空間に応じた緑量の確保を実現しながら、道路交通安全を確保することが必要になります。本計画では、道路交通の安全を確保するための配慮について下記に示します。

①歩行者等の視認性確保に配慮した植栽の配置について

街路樹を新設もしくは植替えを行う場合において、歩行者や自転車が走行車両から視認できるよう、中高木の植栽を行わない範囲の目安を下図に示します。

特に、交差点部や横断歩道付近は、高さ 60cm 未満^{※1}の低木植栽もしくは、植栽を行わない範囲とします。

また、交通施設等の機能を阻害しないために、それぞれの設置付近については中高木の植栽を行わない範囲とします。



※1 道路緑化技術基準・同解説（平成 28 年 3 月） P31 参照

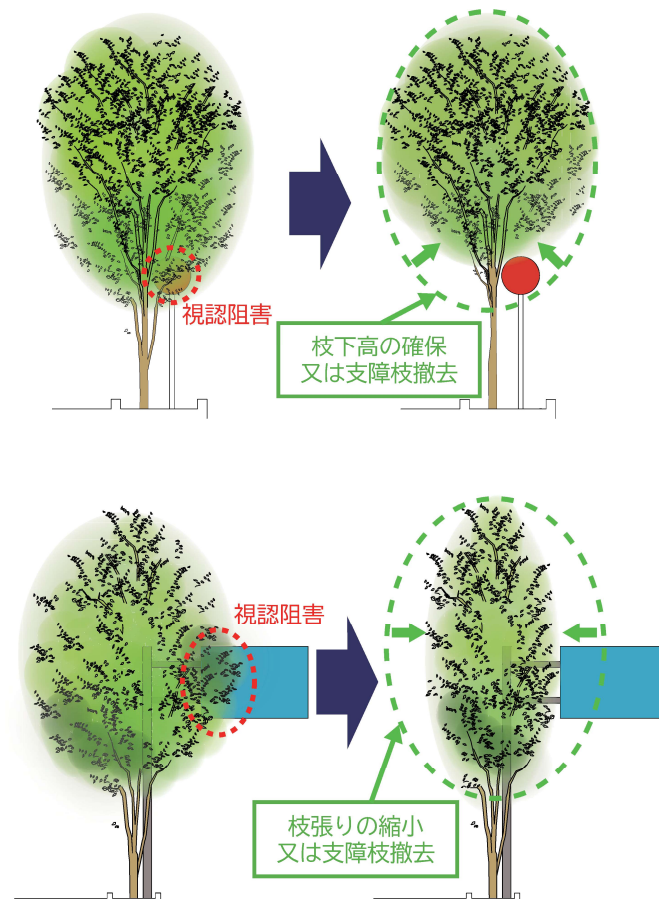
※2 必要に応じて警察等と協議し視認性の確保に努める。

②交通施設等の視認性確保に配慮した植栽の維持管理について

既存の街路樹において、信号機や交通標識等に近接して植栽が行われている場合、街路樹により視認性が悪くなることが考えられます。

そのような場合は、信号機や交通標識等の視認性を阻害しないように透かし剪定を検討するなど、適切な維持管理に努めます。

なお、自然樹形路線では、交通施設等において構造的な工夫や配置の変更も検討することで相互配慮に努めます。



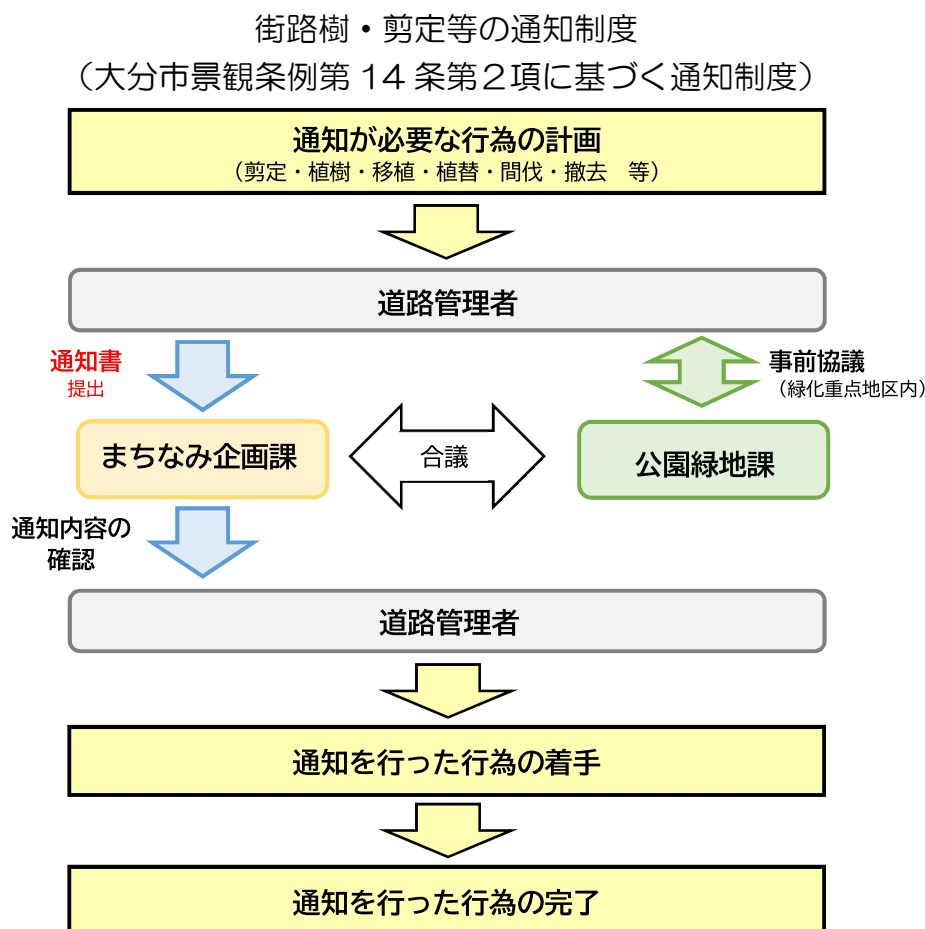
交通標識等の視認阻害対策

3. 街路樹整備重点道路の指定について

(1) 通知制度の概要

通知制度とは、「景観法」および「大分市景観条例」の規定に基づき、良好な景観の形成のため、街路樹の整備が重要であると認められる道路を「街路樹整備重点道路」と指定し、その道路の道路管理者が、街路樹の剪定、植樹、植替え又は撤去を行う場合は市長へ通知を行う制度です。

大分市景観条例（抜粋）
（街路樹整備重点道路の指定等）
第14条 市長は、良好な景観の形成上、街路樹の整備が重要であると認める道路（以下「街路樹整備重点道路」という。）を指定することができる。
2 街路樹整備重点道路の管理者（以下この条において「管理者」という。）は、街路樹のせん定、植樹、植替え又は撤去（以下「街路樹のせん定等」という。）を行い、又は当該管理者以外の者をして街路樹のせん定等を行わせようとするときは、規則で定めるところによりあらかじめその旨を市長に通知しなければならない。ただし、市長がその必要がないものとして規則で定める場合にあっては、この限りでない。

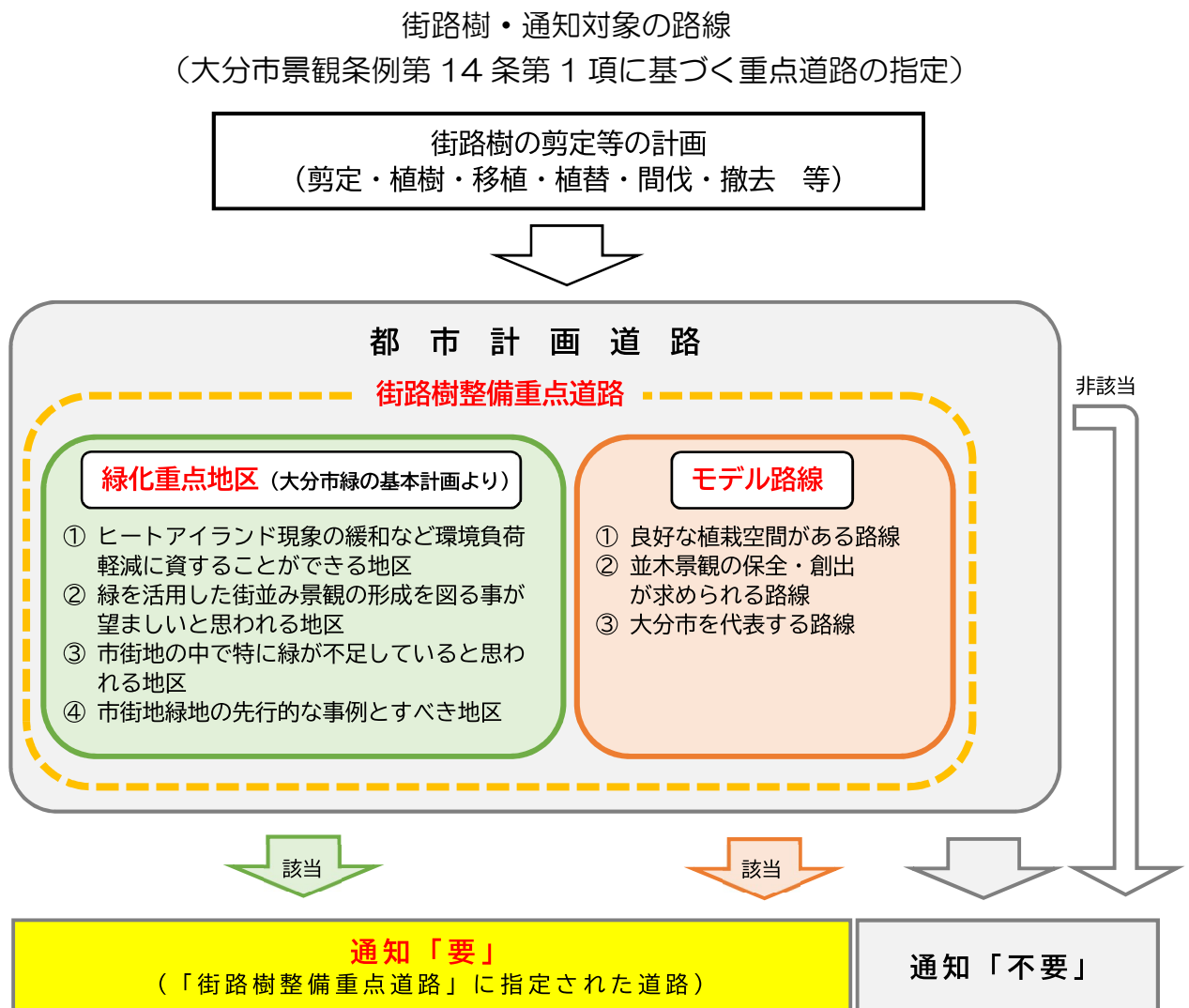


(2) 通知制度の対象となる路線の指定

本市では、以下の2つの路線を「街路樹整備重点道路」に指定します。

- ①大分市緑の基本計画に指定されている「緑化重点地区」内の都市計画道路
- ②良好な植栽空間があり、並木景観の保全・創出が求められ、大分市を代表する路線である「モデル路線」

なお、通知対象となる路線分類の体系図を下記に示します。



本計画は、景観法第15条に基づき、表1の構成員による景観協議会を組織し、表2の構成員による下部組織を設け、改訂しました。

表1 景観法第15条に基づく景観協議会
(街路樹のきれいなまちづくり協議会)

種別	役職等
学識経験者	大分工業高等専門学校 名誉教授
	一般財団法人 日本造園修景協会大分県支部 幹事
関係行政庁	国土交通省 大分河川国道事務所
	大分県 大分土木事務所
大分市	土木建築部・都市計画部
市民の代表者	NPO 法人 みどりの森プロジェクト 理事長
	道守大分会議 事務局長

表2 景観協議会 下部組織
(大分市街路樹景観整備計画改訂 検討委員会)

機関	部署
国土交通省	大分河川国道事務所
大分県	土木建築部・大分土木事務所・警察署
大分市	土木建築部・都市計画部



大分市

大分市街路樹景観整備計画

平成 22 年 3 月 策定

令和 8 年 3 月 改訂

大分市 都市計画部 まちなみ企画課

